

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 1 1 日現在

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部 納税課
報告書ページ	30 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	市民税(個人) ⑤延滞金の調定時期 延滞金は収納時に歳入の調定(いわゆる事後調定)が行われているが、地方自治法施行令において、延滞金は本税に係る歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとされている。滞納本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額が確定するため、延滞金は本税が収納された日の属する会計年度の歳入として調定し、債権に計上すべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 延滞金の歳入に係る運用については、納付方法の多様化等によって、関係法令が想定する手続と実情が大きく乖離している状況にあるため。 〔措置した内容と時期〕 延滞金の歳入の調定については、納付方法の多様化によって収納データの管理が煩雑化していること、差押えや免除申請の状況などを都度確認する必要があることから、機械的かつ一律に判断することができず、事後調定を行っているところです。ご指摘後に東北6県の県庁所在市の収税担当者会において情報交換を行い、本市と同じ事後調定であることを確認しております。 ご指摘の内容の実現には、収納データを手作業により確認し、管理・集計するといった事務処理が新たに必要となり、多くの経費と労力を要することから、現時点では対応できるものではありませんが、今後も他市町村の対応状況を踏まえ研究してまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部 納税課
報告書ページ	30 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	市民税(個人) ⑥本税を不納欠損処理した場合の延滞金の処理 延滞金の不納欠損処理を確認したところ、本税を不納欠損処理した年度において、未だ調定されていない当該本税に係る延滞金の欠損処分調書(決裁処理文書)が作成されていた。これはあくまでシステムで計算されている延滞金を消去するための決裁処理であるとのことである。しかし、延滞金は市の債権であるため、システム内だけで処理を完結するのではなく、いったん延滞金を調定して歳入に計上した上で不納欠損処理することが望ましい。(要約)		
現行の対応を継続する理由	延滞金の歳入の調定については、納付方法の多様化によって収納データの管理が煩雑化していること、差押えや免除申請の状況などを都度確認する必要があることから、機械的かつ一律に判断することができず、事後調定を行っているところです。ご指摘後に東北6県の県庁所在市の収税担当者会において情報交換を行い、本市と同じ事後調定であることを確認しております。 ご指摘の内容の実現には、収納データを手作業により確認し、管理・集計するといった事務処理が新たに必要となり、多くの経費と労力を要することから、現時点では対応できるものではありませんが、今後も他市町村の対応状況を踏まえ研究してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月14日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	82 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	学校給食費徴収金 ③未納債権に係る支払督促と債権放棄及び不納欠損処理 平成30年度に不納欠損処理が行われた712,000円は、平成24年度及び25年度に調定された給食費であった。一方で、平成25年度以前の調定だが少額ずつ支払いがあるもの、学校給食費納入誓約書が提出されたことによる時効の中断等のために繰越された給食費が261,843円ある。給食費の支払遅延について誠実に取り組んでいる保護者に対する債権は5年経過後も継続して支払を求められるのに対して、給食費の支払遅延解消に取り組まない保護者に対する債権は5年で消滅させるのは、公平性に欠ける。給食費の滞納者について、まずは②に記載した保護者からの申出による児童手当からの引去りによる徴収を進めた上で、納付に非協力的な未納者に対しては、長期計画に記載している法的手続きによる督促制度や、強制執行を進めるべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 〔措置した内容と時期〕 経済的に支払いが困難な保護者への対応については、未納解消処理に関する事務取扱要領に基づき、センター受配校においても納付を促すため学校を通じて保護者と連絡を取り、個々の状況に応じた納付相談を実施し、継続した収納率の向上に努めているところです。 なお、未納解消処理に関する事務取扱要領を令和5年11月30日に改正し、児童手当から保護者の申出により、児童手当支給時に給食費を納付できる制度の導入を図り、案内通知を滞納している保護者へ送付しております。 また、法的手続きでの支払督促や強制執行などについては、学校給食費の徴収管理業務を学校から教育委員会へ移管するため、福島市学校徴収金公会計化検討委員会を令和6年1月19日に設置し、令和8年度の公会計化移行に向けた検討を進めてまいりました。 しかしながら、国において小学校の給食費無償化を念頭に、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指すとの考えが示されたことから、改めて公会計化移行の時期を検討する必要性が生じたことから、今後、示される国の給食費無償化の詳細な制度設計の内容を踏まえ、令和8年度以降に公会計移行実現に向けて検討してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 8 日現在

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	110 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	後期高齢者医療保険料 ①延滞金の調定期 延滞金は収納時に歳入の調定(いわゆる事後調定)が行われているが、地方自治法施行令において、延滞金は本税に係る歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとされている。滞納本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額が確定するため、延滞金は本税が収納された日の属する会計年度の歳入として調定し、債権に計上すべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 延滞金の歳入に係る運用については、納付方法の多様化等によって、関係法令が想定する手続と実情が大きく乖離している状況にあるため。 〔措置した内容と時期〕 延滞金の歳入の調定については、納付方法の多様化によって収納データの管理が煩雑化していること、差押えや免除申請の状況などを都度確認する必要があることから、機械的かつ一律に判断することができず、事後調定を行っているところです。ご指摘後に東北6県の県庁所在市の収税担当者会において情報交換を行い、本市と同じ事後調定であることを確認しております。 ご指摘の内容の実現には、収納データを手作業により確認し、管理・集計するといった事務処理が新たに必要となり、多くの経費と労力を要することから、現時点では対応できるものではありませんが、今後も他市町村の対応状況を踏まえ研究してまいります。		